

5 被害現場の対応

現場情報連絡班

班長 下水道部次長

班員 交通政策課、開発建築指導課、公園緑地課、市街地整備課、下水道建設課、学校教育課、生涯学習課、文化課、保健体育課、商業労政課、観光課、企業立地課、産業交流プラザ

(1) 住宅崩落地区の対応

ア あさひ台団地

(ア) 被害の状況

平成 23 年 3 月 11 日(金)16:45

* 164 名の方が避難、死者、重体・重症者なし

・地震発生に伴う法面崩落により 80 世帯に対し
市長から避難指示を発令



(ウ) 経過

平成 23 年 3 月 11 日	災害対策基本法第 60 条による避難指示	該当世帯数 約 80 世帯
平成 23 年 5 月 26 日	避難指示区域の見直し 福島市伏拝字沼ノ上 2 番地の 264、265、279、280、466、467、472、476、480、554、559、560、575 から 578 まで、584、624 から 626 まで及び 628	該当世帯数 21 世帯
平成 23 年 7 月 26 日 (H23. 3. 11 に遡及)	被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定(県知事通知)	認定世帯数 21 世帯
平成 25 年 3 月 1 日	避難指示区域の見直し 福島市伏拝字沼ノ上 2 番地の 264、265、476、480、554、559、560、575 から 578 まで、584、624 から 626 まで及び 628	解除世帯数 16 世帯(うち 9 世帯は市が 買収)

東日本大震災により発生した、あさひ台団地内の土砂災害により、避難指示区域の 21 世帯は、平成 23 年 7 月 26 日付けで被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されているが、国道 4 号、市道の一部及びあさひ台公園の災害復旧工事が完了したことに伴い避難指示及び長期避難世帯の認定を一部解除する。

平成 26 年 1 月 16 日	避難指示区域を解除 福島市伏拝字沼ノ上 2 番地の 279、280、466、467、472	解除世帯数 5 世帯
------------------	--	---------------

《崩落住宅住民からの聞き取り》

A氏:揺れが収まってしばらくすると、床下から「ゴ、ゴー」という水が流れるような音がしたので、外に出た。

B氏:震災時、老母が居たが隣のT氏に声をかけていただき、外に出て、家が崩れるのを見ていた。

C夫妻:もともと家を借りる際、ここの宅地は盛土ということを聞いていたので、以前から家族で話し合い、地震の際は裏山に上がるようにしていた。

(エ) 崩落宅地の復旧後の状況

